

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 5 月 3 日から 34 年 1 月 1 日までの期間については厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び同日から 37 年 1 月 1 日までの期間については A 共済組合員として掛金を B 団体により給与から控除されていたことが認められることから、C 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を 34 年 1 月 1 日に、A 共済組合における組合員資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33 年 5 月から 35 年 7 月までは 8,000 円、同年 8 月から 36 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和 33 年 5 月 3 日から 34 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付した義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、B 団体は、申立人に係る申立期間のうち昭和 34 年 1 月 1 日から 37 年 1 月 1 日までの期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 3 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 23 年から 38 年 2 月まで C 事業所に継続して勤務し、32 年 5 月に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。

しかしながら、申立期間について、被保険者記録が無いとされている。

私は、申立期間もその前後の期間と変わらず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、C 事業所において昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、33 年 5 月 3 日に資格を喪失後、37 年 1 月 1 日

に同事業所においてA共済組合の組合員資格を取得しており、33年5月3日から37年1月1日までの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録又は同共済組合の組合員記録が確認できない。

しかしながら、申立人の申立期間当時の状況に係る詳細な記憶及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間においてもC事業所に継続して勤務し、業務内容や勤務形態に変更も無かったことが認められる。

また、申立人は、申立期間におけるC事業所における職員はおおむね6人程度であったと供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後の被保険者数は申立人の記憶とおおむね一致する上、A共済組合が保管する団体加入員一覧によると、申立人の同僚でC事業所の加入員として記録されている者は全てA共済組合の組合員としても記録されていることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、C事業所では、ほぼ全ての従業員を昭和34年1月1日までは厚生年金保険に、同日からはA共済組合に加入させていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和33年5月3日から34年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び同日から37年1月1日までの期間に係るA共済組合の掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC事業所における申立期間前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、申立期間後のA共済組合の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和33年5月から35年7月までは8,000円、同年8月から36年9月までは1万円、同年10月から同年12月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち昭和33年5月3日から34年1月1日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和34年1月1日から37年1月1日までの期間については、A共済組合において、申立人が37年1月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る34年1月から36年12月までの掛金について納入の告知を行っておらず、その結果、B団体は、当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から60年3月まで

申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金の被保険者記録は免除とされており、57年7月から59年3月までの被保険者記録は平成19年11月に未納から免除へと記録訂正された。

しかし、私の記憶では、国民年金加入当初から昭和60年頃まで継続して国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が免除期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金の被保険者記録は、申請免除期間とされていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、特殊台帳においても、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの期間（被保険者の記録事務が59年にオンライン化されたため、特殊台帳による記録は昭和58年度までとなっている。）が申請免除期間とされていることが確認できる。

なお、オンライン記録上、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間については、当初から申請免除とされていたが、57年7月から59年3月までの期間については、平成19年11月まで未納期間とされていたところ、申立人からの申出により、年金事務所において申立人に係る特殊台帳を確認した結果、前述のとおり、当該期間が申請免除期間となっていることが確認できたこと等を踏まえ、同年11月6日付けで未納から免除期間へと記録の訂正が行われていることが確認できるが、当該記録の訂正に不自然さは見られない。

また、前述の国民年金被保険者名簿において、申立期間については申立人の妻も申請免除期間とされていることが確認でき、申立人の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況、納付金額等の記憶が明確でないなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年6月頃まで  
年金事務所の記録では、A社B事業所に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、資格の喪失日が昭和21年2月1日とされ、申立期間の記録が確認できない。

私の同郷の知人5人と昭和21年6月頃まで一緒に勤務していたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容等に係る詳細な記憶及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社B事業所に少なくとも約3か月間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期と一緒に勤務し始めたとして氏名を挙げた5人の同郷の同僚は、申立人の記録と同様に昭和21年1月25日に被保険者資格を取得し、同年2月1日に同資格を喪失しており、申立期間の記録が確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録もオンライン記録と一致している。

また、A社は、当時の労働者名簿等の関連資料は保存していないと回答している上、同社の社会保険事務等を管理するC社も、申立人に係る関連資料は保存していないと回答していることから、申立人の申立事業所における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することが

できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 20 日から 34 年 2 月 21 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 6 日から 38 年 12 月 20 日まで

私は、元同僚がA社の厚生年金保険の被保険者であった期間を年金として受給していると聞いたので、年金事務所で私の記録を確認したところ、同社に勤務していた期間は脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

しかし、当時、私は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給資格要件を満たす女性被保険者26人（資格喪失後6か月以内に資格取得している8人を除く。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む13人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給記録の確認できる者のうち、連絡先が確認できた5人に照会したところ、そのうちの一人が、「事業所を退職時に脱退手当金を受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、上記の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、

支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月28日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。